

主な改訂のポイント
 (2011.4.1 付け改訂版認証基準)

<レ点のあるマークが該当>

No.	認証基準 条項No.	マークの種類						改訂のポイント
		抗菌防臭加工	制菌加工	光触媒抗菌加工	抗かび加工	消臭加工	光触媒消臭加工	
1	第1条 (適用範囲)	レ						<p>■青マークの海外販売を解禁しました。 ⇒商標登録されている、中国、台湾、香港、及び韓国のみ。 ⇒販売に際しては届け出が必要であり、弊協議会のホームページに掲載されている「SEK マーク繊維製品海外販売ガイドライン」を確認のこと。</p>
2	第5条 (表示方法)	レ	レ	レ	レ	レ	レ	<p>■複合成分の場合の剤名表示方法を変更しました。 「全ての成分を記載する。」⇒「主な成分を記載する。」</p>
3	第12条 (試験方法)			レ				<p>■試験条件を変更しました。 比較対照布；標準布⇒未加工布又は標準布 紫外線放射照度；0.01mW/cm²⇒0.25mW/cm²以下 前処理；規定なし⇒1.0mW/cm²*1時間の前処理を認める。 ■標準布等に抗菌作用が出る時の対応方法を規定しました。 ⇒M_{BA}<M_{BL}<M_{BD}の場合は M_{BL}=M_{BD}として△Sを計算しても良い。即ち、△S=M_D-M_L≥1.0で成立。</p>
4	第16条 (使用禁止化学物質)	レ	レ	レ	レ	レ	レ	<p>■第2種、3種監視化学物質を除外しました。(化審法改正) ⇒但し、優先評価化学物質に移行した物質は引き続き使用禁止とする。</p>
5	第18条 (加工剤の安全性試験)	レ	レ	レ	レ	レ	レ	<p>■溶出試験はインハウスラボを認めない事を明記しました。 ■変異原生試験について加工剤での試験も可としました。 ■皮膚感作性試験に動物代替法のLLNA法を採用しました。</p>
6	第19条 (製品の安全性試験)	レ	レ	レ	レ	レ	レ	<p>■登録加工剤は皮膚貼付試験を「留保」できる事にしました。 (試験の必要性の判断を認証判定委員会に委ねる。) ⇒但し、実績加工濃度以下で実績のある素材である事。 (下着等が対象製品の場合及び併用加工がある場合は除く。) ■5年以内の皮膚貼付試験報告書の使用方法を規定しました。 ⇒同一生地で新たなマークを申請する場合は使用できる。</p>
7	付表	レ	レ	レ	レ	レ	レ	<p>■付表2、付表3、付表4を追記しました。 付表2：[参考]皮膚貼付試験を実施する試験機関の例 付表3：パッチテストの判定基準（閉塞法） 付表4：香粧品の皮膚刺激指数による分類（閉塞法）</p>

以上